

## JGAP と ASIAGAP の同時認証における農場・団体の登録に関する確認

JGAP 総合規則 2017（以下、「総合規則」という）17.JGAP と ASIAGAP の同時認証において、ASIAGAP の認証農場・団体が JGAP の認証を必要とした場合にはそれを得ることができると明示しています。ただし、認証農場・団体の登録について、JGAP と ASIAGAP は異なる認証プログラムであり、日本 GAP 協会における、登録および管理は認証プログラムごとに行われるため、2018 年 9 月 1 日より下記の通り対応してください。

### 記

#### 1. 認証農場・団体の認証書提出

認証書は、ASIAGAP および JGAP 両方を日本 GAP 協会へ提出すること。

#### 2. 認証農場・団体の認証審査報告書提出

認証審査報告書は、JGAP および ASIAGAP の両方の認証審査報告書に記載し提出すること。備考欄には、同時認証である旨を記載すること。

また、ASIAGAP 認証取得後、後から JGAP 認証を農場・団体が希望した場合には、JGAP 認証審査報告書の備考欄に、ASIAGAP との同時認証であることを記載の上、他の認証審査報告と一緒に提出すること。

#### 3. 認証農場・団体の登録料

ASIAGAP および JGAP の同時認証をした場合、日本 GAP 協会は、認証農場登録料を ASIAGAP および JGAP それぞれに請求する。総合規則 17.1 適用範囲が同じ場合、17.2 適用範囲が異なる場合にかかわらず ASIAGAP の認証農場登録料に加え、JGAP の認証農場登録料が必要となる。ただし、ASIAGAP の有効期限が 1 年未満の時点で JGAP の認証書が発行された場合、JGAP の認証農場登録料は 1 年分の請求となる。

以上